

生活衛生関係営業者に対する主な税制措置

アクション	税目	課税対象	根拠法令	個人	中小法人	税制上の優遇措置
事業を開始して以降	事業所税(目的税)	床面積、給与総額	地方税法 条例	○	○	減免(非課税:一般公衆浴場(サウナ等は除く))、資産割の1/2を軽減:ホテル・旅館等の施設の客室・食堂・広間等 免税点制度(資産割は事業所床面積1,000㎡以下、従業者割は従業者数100人以下の事業所は免除)
	所得税	所得	所得税法	○	-	小規模共済等掛金控除(掛金金額(最高年84万円)の所得控除)
	住民税		地方税法			
売上を計上した	消費税		消費税法	○	○	事業者免税点制度(課税売上高1,000万円以下の事業所は消費税の納税義務を免除)
	地方消費税					簡易課税制度(課税売上高5,000万円以下の事業者は選択によって仕入れに係る税額を簡単に計算できる制度)
家族従業員(専従者)に給与を払った	所得税	所得	所得税法	○	-	青色申告者は届出額までは全額必要経費算入 白色申告者は家族従業員1人につき50万円(配偶者は86万円)まで必要経費算入
	個人住民税		地方税法			
従業員を雇用した	所得税	所得	所得税法	○	○	雇用促進税制(雇用保険一般被保険者の増加人数1人あたり20万円の税額控除)
	法人税		法人税法			
交際費を支出した	所得税	交際費	所得税法	○	△	専ら業務の遂行上直接必要と認められるものは全額必要経費算入(所得税)
	法人税		租税特別措置法			交際費は全額損金不算入。ただし、中小法人は600万円までの金額の90%相当額を損金算入可能。また、一人当たり5,000円以下の飲食費は交際費に含まれず、損金算入可能。(法人税)
設備等を取得した	所得税・法人税	機械装置・器具備品等	租税特別措置法	○	○	中小企業投資促進税制及びグリーン投資減税(取得価額の7%の税額控除又は30%の特別償却)
			租税特別措置法	○	○	少額減価償却資産の即時償却(30万円未満の償却資産を合計300万円まで全額必要経費算入)
			所得・法人令	○	○	10万円未満の償却資産は一括償却可能。20万円未満の償却資産は3年間で均等償却が可能
	法人税	共同利用施設	租税特別措置法	-	△	共同利用施設の特別償却(生活衛生同業組合等が設置した取得価額の6%の特別償却)
	所得税・法人税	公害防止施設	租税特別措置法	○	○	公害防止用設備の特別償却(300万円以上のエコ・ドライクリーニング機の取得価額の8%の特別償却)
	固定資産税(償却資産)	公害防止施設	地方税	○	○	公害防止用設備の課税標準の特例(エコ・ドライクリーニング機の取得価額の1/2を課税標準)
固定資産税	土地、家屋	自治省課長通知	○	○	公衆浴場業等の用に供する固定資産に係る措置(固定資産税の税額の2/3相当額を軽減)	
土地を譲渡した	所得税	土地等	租税特別措置法	○	○	中小小売商業高度化事業のために土地等を譲渡した場合、土地等の譲渡所得から1,500万円を特別控除(地域商店街活性化法関係)
	法人税					
利益を計上した	個人事業税	所得	地方税法	○	-	個人事業税の事業主控除(個人事業税の課税標準から290万円を控除) ※個人事業税については、青色申告特別控除65万円控除前の事業所得金額から事業主控除290万円を控除した金額に事業税率を乗じる
欠損金が生じた	法人税	所得	法人税法	○	○	欠損金の繰越控除制度(青色申告者は欠損事業年度の翌事業年度以後9年間控除可)
	所得税		所得税法			欠損金の繰越控除制度(青色申告者は、欠損年分の翌年以後3年間控除可)
	所得税・法人税		租税特別措置法			欠損金の繰戻還付制度(当期の欠損と前年の所得を通算し、前年に納付した法人税・所得税の還付可)
帳簿・決算書を作成した	所得税	所得	租税特別措置法	○	-	青色申告特別控除(正規の簿記の原則(複式簿記)に基づいて申告する者に65万円の所得控除)
相続をした	相続税	相続・遺贈・死因贈与による財産	租税特別措置法	○	-	小規模宅地等の特例(個人事業や居宅用の特定の小規模宅地を相続により承継した場合に、特定事業用宅地等の面積400㎡(居宅は240㎡)までの部分について、課税対象となる評価額が80%減額される)

※税目のうち黒字箇所は国税、青字箇所は地方税、黄色箇所は生活衛生関係営業税制

設備等を取得した場合の主な税制上の特別措置

公害防
止用
設備

特別償却
(8%)

300万円
以上

共同利
用施設

特別償却
(6%)

適用金額

中小企
業投資
促進税
制

特別償却
(30%)
税額控除
(7%)

中小事業者
(生活衛生関係営業者を
含む)
が適用対象

生活衛生関係営業
者のみ
が
適用対象

160万円以上(機械・装置の場合)
120万円以上(器具・備品の場合)

うち生活衛生関
係業者部分

30万円以上～
120万円(160万円)
未満

税制の特例措置が
ない範囲

生活衛生関係
業者

30万円
未満

20万円
未満

適用事業者・少ない

公衆浴
場の用
に
供する固
定資産

税額の
2/3相当額を
軽減

公害防
止用
設備

取得価額の
1/2を
課税標準

償却資産税の適用

少額
減価償
却資産の
特例

合計
150万円
以上課税

一括償
却資産の
損金算
入

非課税

適用事業者・多い

主な生活衛生関係営業の設備投資の状況（業種別）①

別紙3

	氷雪販売業	食肉販売業	食鳥肉販売業	社交飲食業	すし業	麺類
120万円以上	トラック(150～540) アイスクラッシャー(300) 冷凍設備(150～220)	量計器(120～680) ショーケース(147～700) 冷蔵設備(135～230) 冷凍設備(150～500) 冷凍車(150～500) 真空包装機(156～600) スライサー(126～250) トレーサビリティ対応システム(720) エアコン(120～300) 金属検出器(125) カッター(600) ミンチ機(123～173) デジタル複合機(180) レジスター(180) ラベルプリンター(122～181)	冷凍・冷蔵車(130～513) タイムカードシステム(700) 太陽光発電設備(450) 財務専用コンピュータ(120)	業務用椅子(225～338) 送迎用車両(200～410) カラオケ機器(230) エアコン(200) 冷凍設備(130)	デジタル複合機(210) ライスロボ(123～152) 冷蔵設備(250) 冷凍・冷蔵設備(128～140) 食器洗浄機(123～250) 軽トラック(137)	ショーケース(120) 車(655)
30万円以上～120万円未満	軽トラック(75) ショーケース(60)	ショーケース(76～110) 計量器(37～90) スライサー(30～116) 冷凍設備(30～100) 冷蔵設備(41～105) 真空包装機(42～115) 真空ポンプ(55) ラベルプリンター(50～69) ミンチ機(32～94) 軽トラック(80～116) エアコン(50～54) サーバー(91) 電光掲示板(47) 燻煙器(81) 皮むき機(94)	フォークリフト(103) コンピュータ(34) 燻煙器(57) デジタル複合機(45～62) エアコン(42～51) ロースター(30～85) 給湯設備(20～39)	ソファー(60～135) エアコン(65～89) 海水魚水槽(80) 液晶モニター(76) 冷蔵設備(65) 全自動製氷機(51) 業務用テーブル(44) 照明器具(30)	軽トラック(70～100) 通信カラオケ(35～130) 冷蔵設備(55～100) 冷凍設備(30～31) エアータオル(63) エアコン(43～73) 食器洗浄機(60～100) お茶機(80) コンピュータ(34) テレビ(40) 製氷機(30～60) 恒温高湿機(30～78) レジスター(39～83) 真空包装機(70)	エアコン(33～63) 冷蔵設備(67) 冷凍設備(73) 食器洗浄機(72～120) 二層式釜戸(78)
30万円未満	コンピュータ(3～20)	コンピュータ(12～27) 製氷機(18) 冷凍・冷蔵設備(14～22) 真空包装機(24) 計量器(10) ミンチ機(12～28) 燻煙器(22) ショーケース(5～21) エアコン(20～24) バイク(15) 注文管理ソフト(49)	計量器(20)	業務用椅子(18～26) 洗面・便器(22) エアコン(20) 冷蔵設備(15) オープンレンジ(15) 音響設備(10～15)	エアコン(21～28) レジスター(16～17) 冷蔵設備(3～14) 冷凍設備(23～26) コンピュータ(8～23) ショーケース(22～28) 製氷機(27) 炊飯機(12) 洗濯機(5) バイク(15～25) 焼物機器(10) 空気清浄機(25)	製氷機(20) フライヤー(16) デジタル複合機(24) コンピュータ(27)

※括弧内は取得金額(新品1台又は1基、単位：万円)

(出典)厚生労働省健康局生活衛生課アンケート調査(平成24年5月実施)による

主な生活衛生関係営業の設備投資の状況（業種別）②

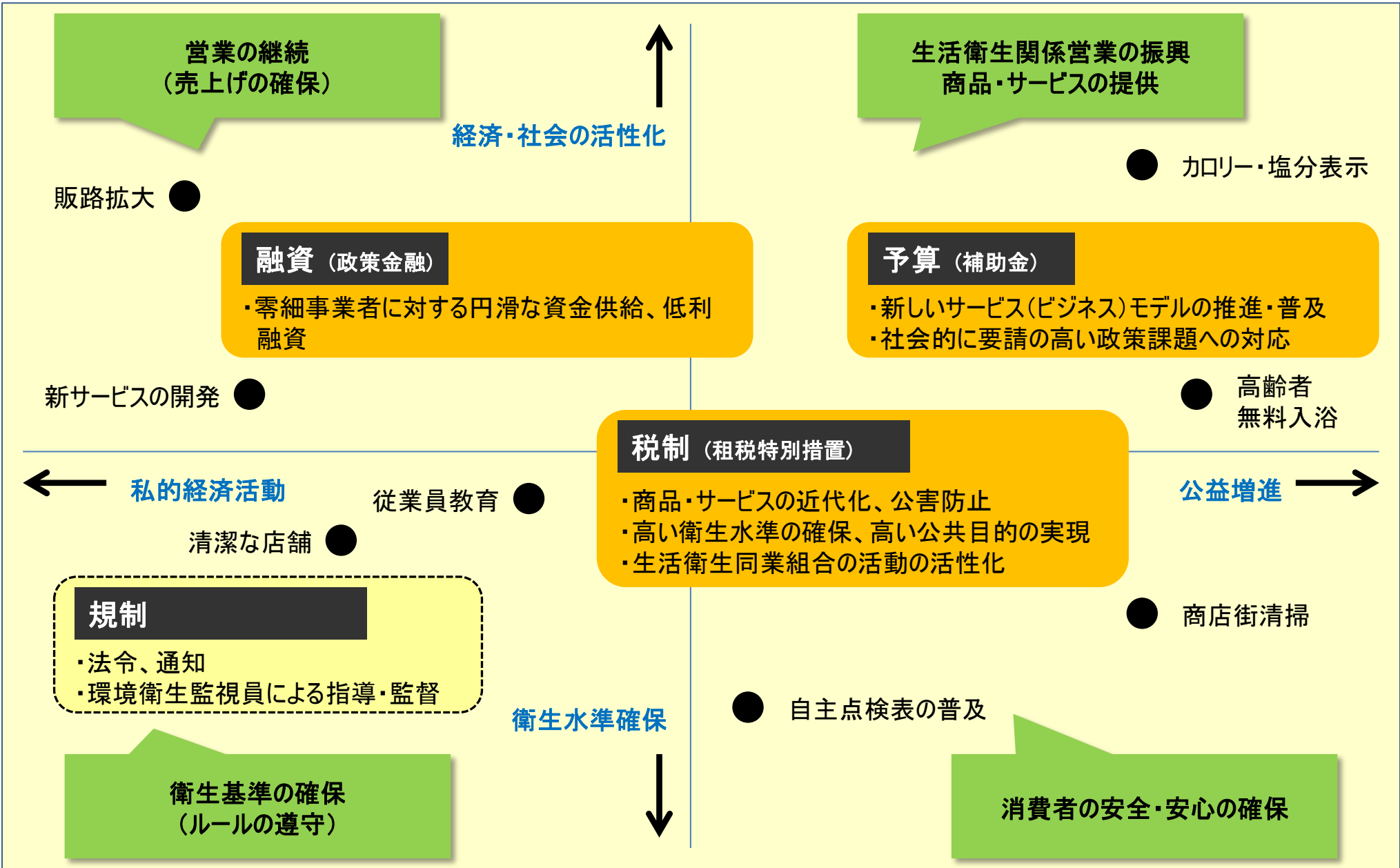
別紙4

	中華料理業	一般飲食業	理容業	美容業	興行場	公衆浴場業	旅館業
120万円以上	エアコン(120～140) 貨物車(650) 運搬車(200) 食器洗浄機(125) 中華レンジ(148)	配送用車両(150～300)	給湯設備(148～150) エアコン(120)	自動火災報知器(130) エアコン(150～160) 送迎用車両(252)	発券・上映時間管理システム(1,400) デジタル映写システム(1,000) プロジェクター(210～574) 3Dメガネ洗浄機(130) ドルビーシネマプロセッサ(232) 監視カメラ設備(229) 発券管理システム(339～5,000) 舞台幕(180) シルバースクリーン(163) エアコン(430) デジタルシネマサーバー(262) POSシステム(215) 奉行システム(552) 就業管理システム(360) ポップコーンマシン(440)	サウナ施設(897) 軟水設備(144～460) 井戸ポンプ(401) ガスバーナー(148～668) ボイラー(245～500) 温水器(149～540) 冷水器(120) 通信カラオケ(127～145) 車両(196) 乾燥機(192) 熱交換機(143) 下足箱(130) 脱衣箱(212) ロッカー(155) エアコン(120～250) 自動券売機(196) 釜(122～369) 貯湯タンク(272)	家具(323) 太陽光発電設備(319) 送迎用車両(130～287) 循環ろ過機(130) 冷凍冷蔵設備(136～150) 食器洗浄機(120) 火災警報設備(117)
30万円以上～120万円未満	冷蔵設備(30～90) 冷凍冷蔵設備(42～80) 製氷機(30～50) エアコン(32～90) 食器洗浄機(70～93) 給湯設備(31～50) 運搬車(108) すしロボット(75) 三輪バイク(44) ゆで麺機(43) サンプルケース(79) 中華レンジ(58)	ショーケース(30～38) 音響設備(100) エアコン(49～125) 冷蔵設備(30～50) 軽トラック(72) デジタル複合機(49) 食器洗浄機(57～70) 冷凍設備(45) 全自動精米機(79)	エアコン(30～100) 給湯設備(30～120) 理容電動椅子(30～94) タオルスチーマー(30～55) 店舗標識灯(30) ローラーボール(60)	エアコン(33～115) 乾燥機(36) 遠赤加湿器(35) 全自動洗髪機(72～87) 音響設備(30) ローラーボール(33～39) シャンプー椅子(32～35) シャンプーボール(34) 給湯設備(30～116) フェイシャル機器(56～113) ドライヤー(31) コンピュータ(100)	音響設備(97) スクリーン(95) 劇場スポットライト(50) 3Dメガネエアコンプレッサ(39) スクリーンカーテンレール(30) アナウンス用レコーダー(30) 自動券売機(100) ドルビーデジタル読取装置(60) エアコン(43～90) 監視カメラ(50) プロジェクター(105～1,211) 製氷機(91) デジタル複合機(53) ポップコーンマシン(89)	洗濯機(76) 乾燥機(99) エアコン(142) 自動販売機(118)	軟水機(100) 給湯設備(70) 通信カラオケ(40～83) エアコン(40) 食器洗浄機(50) テレビ(31)
30万円未満	冷蔵設備(15) エアコン(22) 給湯設備(5～21) コンピュータ(14～21) ショーケース(17) バイク(15～23) 食器棚(12) デジタル複合機(27) 電子レンジ(14～21) 製氷機(29) レジスター(16) ゆで麺機(25)	レジスター(28) コンピュータ(15～23) 冷蔵設備(11)	理容電動椅子(9～25) 給湯設備(15～27) エアコン(12～26) ローラーボール(20) 会計ソフト(2) コンピュータ(10～25) 店舗標識灯(22～23) タオル蒸器(15～20) テレビ(3～24) 脱水機(8) 空気清浄機(13) 除湿器(15) 乾燥機(12)	ドライヤー(7～20) 美容椅子(6～20) シャンプー椅子(15～25) エアコン(10～28) 乾燥機(14) 洗濯機(4～9) タオル蒸器(12～20) 46インチモニター(19) ローラーボール(22～26) セットミラー(6～20) コンピュータ(10～27) 冷蔵庫(5～25) マッサージ機(5)	エアコン(10～27) コンピュータ(10～20) スクリーン(21)	洗濯機(28)	テレビ(2～17) コンピュータ(14～25) 客室用冷蔵設備(4) エアコン(15～27) マッサージ機(13～27) ベット(5～10) ペットマット(4) テーブル(6) テレビ受信設備(16)

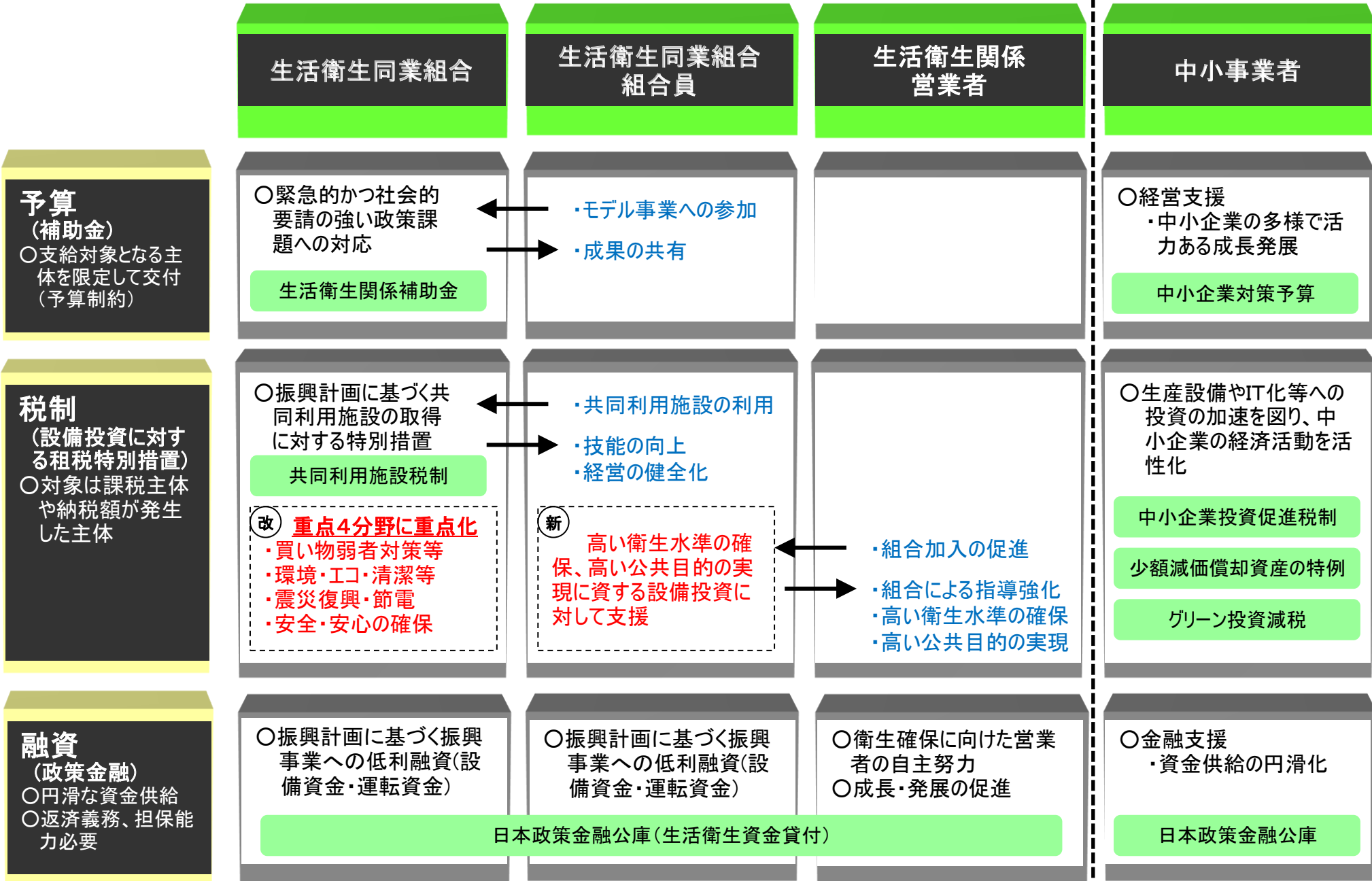
※括弧内は取得金額(新品1台又は1基、単位:万円)

(出典)厚生労働省健康局生活衛生課アンケート調査(平成24年5月実施)による

生活衛生関係営業者に対する主な政策支援策について① (イメージ図)



生活衛生関係営業者に対する主な政策支援策について②



1. 財務力を強化する

○中小法人の軽減税率の引下げ

【減税額:671億円、利用者数:697,692社】
所得金額のうち800万円以下の金額に対する軽減税率を24年度から引下げ(18%→15%)。【法人税】

○欠損金の繰越控除

損失を翌年度以降の利益と相殺。
24年度から繰越期間を7年から9年に延長。【法人税】

○欠損金の繰戻還付

損失を前年度の利益と相殺。【法人税】

マニフェスト
24年度
一部実現

24年度
拡充

24年度
延長

2. 国内投資を促進する

○中小企業投資促進税制

【減税額:1322億円、利用者数:30,975社】
設備投資額の7%を税額控除、又は30%を特別償却。24年度に対象設備を追加(試験機器等)。【法人税、所得税】

○研究開発促進税制

【減税額:191億円(平成22年度)、利用者数:4,411社】
試験研究費の一定率(12%~)を税額控除。【法人税、所得税】

○少額減価償却資産の即時償却

【減税額:268億円、利用者数:280,524社】
30万円未満の償却資産を全額損金算入。【法人税、所得税】

24年度
拡充

24年度
延長

24年度
延長

3. 新しい企業を生み出す

○エンジェル税制

ベンチャー企業への出資を寄付金控除(所得控除)。【所得税】

4. 地域の雇用を守り、新たな雇用を増やす

○事業承継税制 [減税額:83億円、利用者数:146社]
次世代経営者の自社株評価額を1/5に軽減。【相続税】

○事業用宅地の課税価格の特例

【減税額:877億円、利用者数:38,629人(平成22年度)】
事業用宅地(400㎡まで)の評価額を1/5に軽減。【相続税】

○中小企業の事業再生税制

別会社に事業を移す時の負担軽減。【登免税、不取税】

○雇用促進税制 [減税額:346億円]

従業員増加1人当たり20万円を税額控除。【法人税、所得税】

24年度
延長

23年度
創設

中小企業の活力で 日本経済と地域社会 を再生！

全国419万社の中小企業
(雇用2,827万人)
の活性化が
日本経済と地域社会の
復活に不可欠

5. 経営力を強化する

○オーナー課税の廃止

○小規模共済の掛金控除

共同経営者(配偶者・子など)を対象に追加。【所得税】

○倒産防止共済掛金の損金算入

掛金上限を引上げ(月額8万円→20万円)。
【法人税、所得税】

○交際費の損金算入の特例

【減税額:2,577億円(平成22年度)、利用者数:642,276社】
交際費(600万円まで)の90%を損金算入。【法人税】

○軽油引取税の免税措置

【減税額:269億円(平成22年度、経済産業省分)】
9業種を対象に32.1円/1リットルの免税措置【軽油引取税】

○青色申告特別控除

【減税額:568億円、利用者数:2,137,927社】
正規の簿記に基づいて申告する者に65万円の所得控除。
【所得税】

マニフェスト
22年度
実現

22年度
拡充

22年度
拡充

24年度
延長

24年度
延長

図4の注釈

注) 地域毎の都道府県は以下のとおり

北海道 = 北海道

東北 = 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

関東 = 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

北陸 = 新潟県、富山県、石川県、福井県

東山 = 山梨県、長野県、岐阜県

東海 = 静岡県、愛知県、三重県

近畿 = 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国 = 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国 = 徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州 = 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

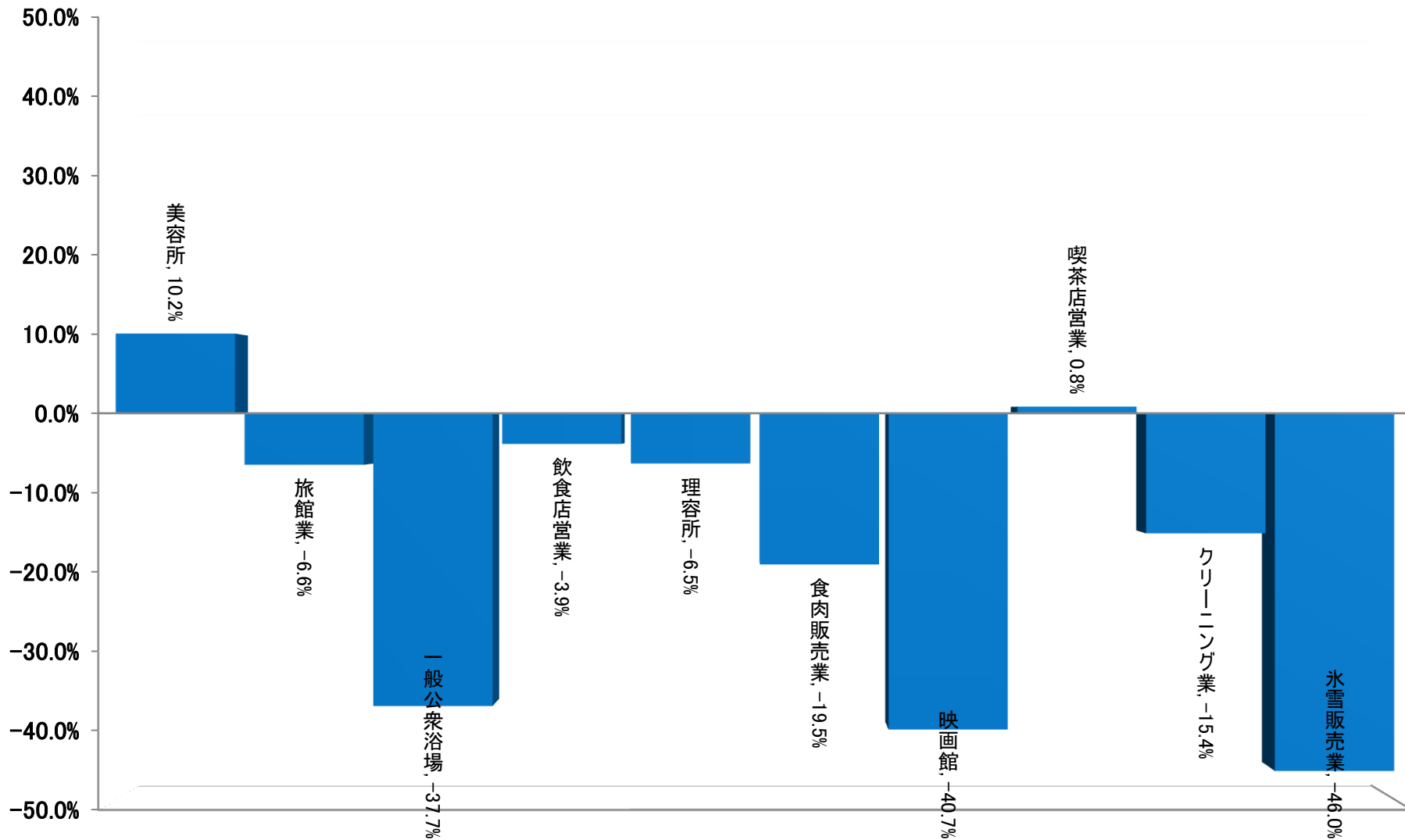
注) 生活衛生関係施設の内訳は以下のとおり(厚生労働省「衛生行政報告例」)

興行場(映画館、スポーツ施設等)、旅館業(ホテル、旅館、簡易宿所、下宿営業)、
公衆浴場業(一般公衆浴場等)、理容所、美容所、クリーニング業、飲食店営業、
喫茶店営業、食肉販売業、氷雪販売業

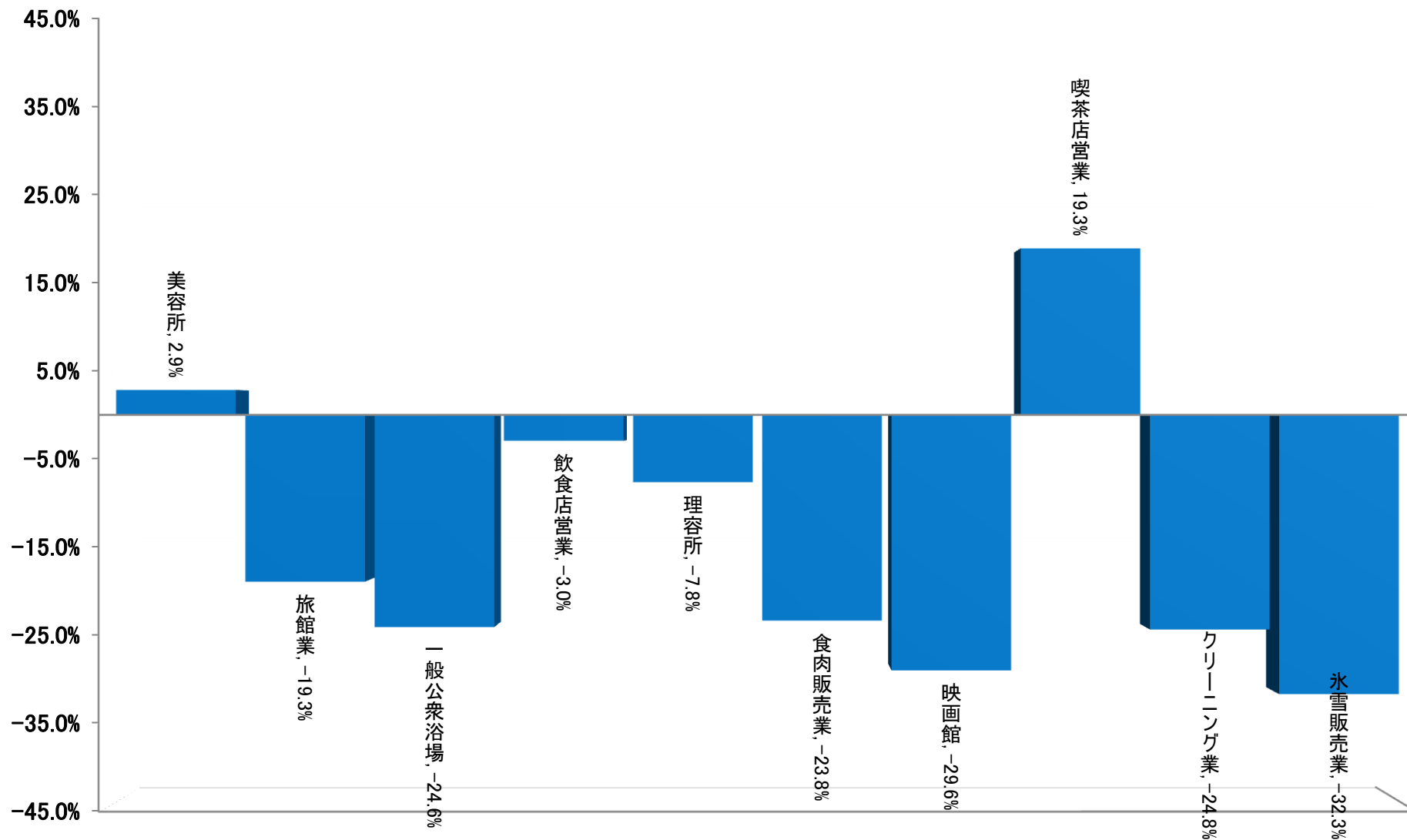
注) 生活衛生関係支出の内訳は以下のとおり(総務省「全国消費実態調査」)

牛肉、豚肉、鶏肉、食事代(外食)、喫茶代(外食)、飲酒代(外食)、洗濯代、宿泊料
映画等入場料、理髪料、パーマ・カット代

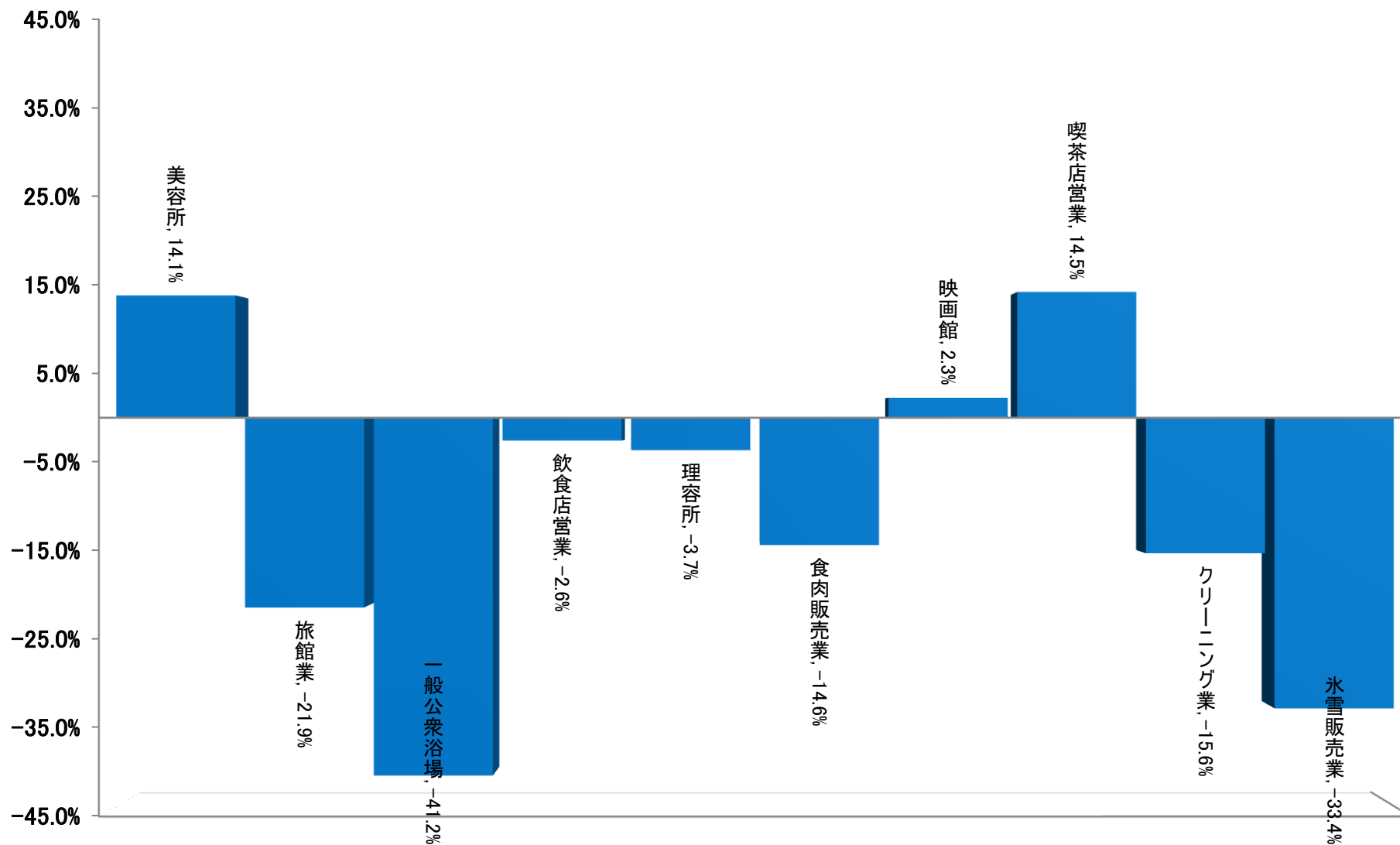
主な生活衛生関係施設数の対1988年度増減率（2009年） （北海道）



主な生活衛生関係施設数の対1988年度増減率（2009年） （東北）

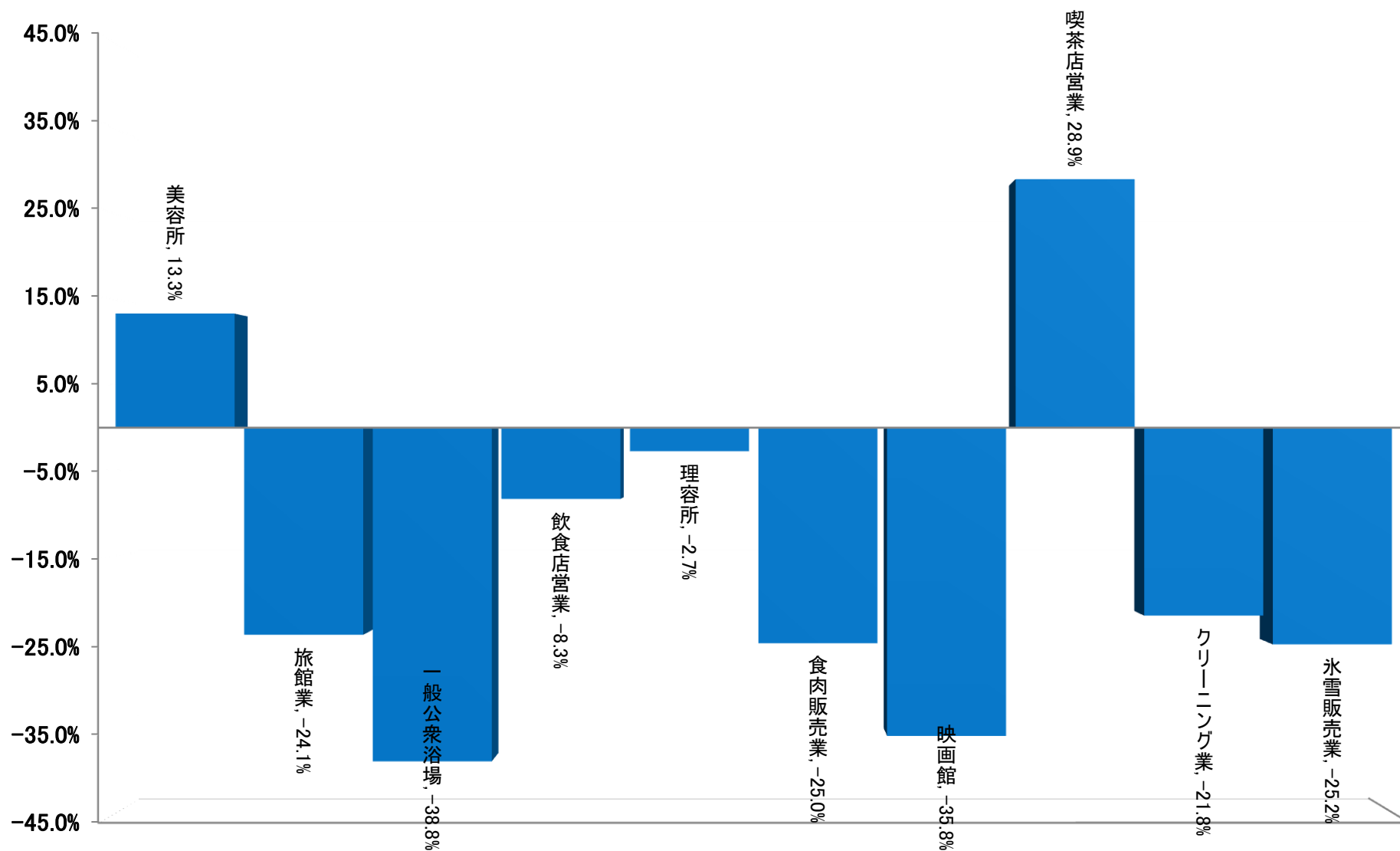


主な生活衛生関係施設数の対1988年度増減率（2009年） （関東）



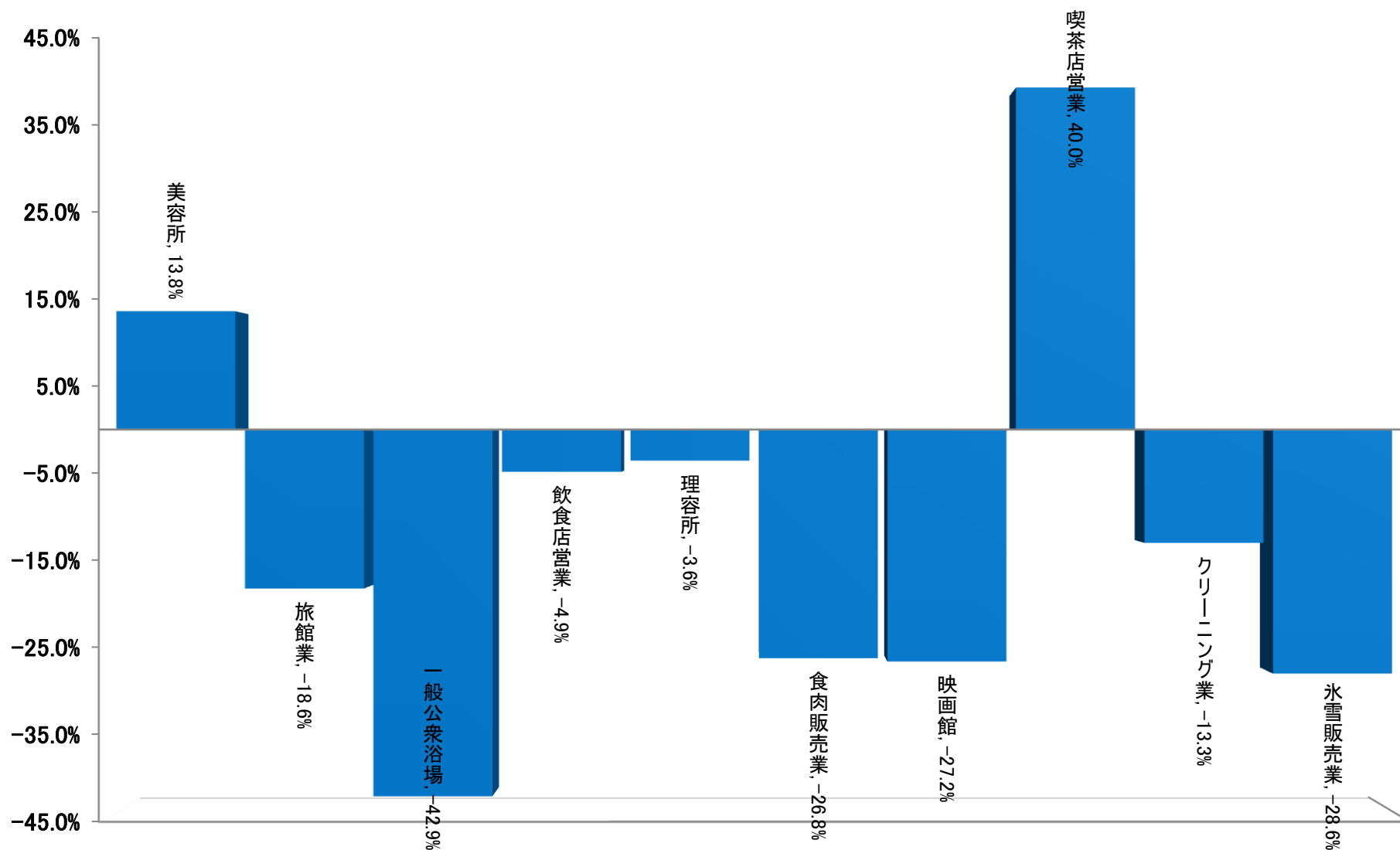
（出典）厚生労働省「衛生行政報告例」

主な生活衛生関係施設数の対1988年度増減率（2009年） （北陸）

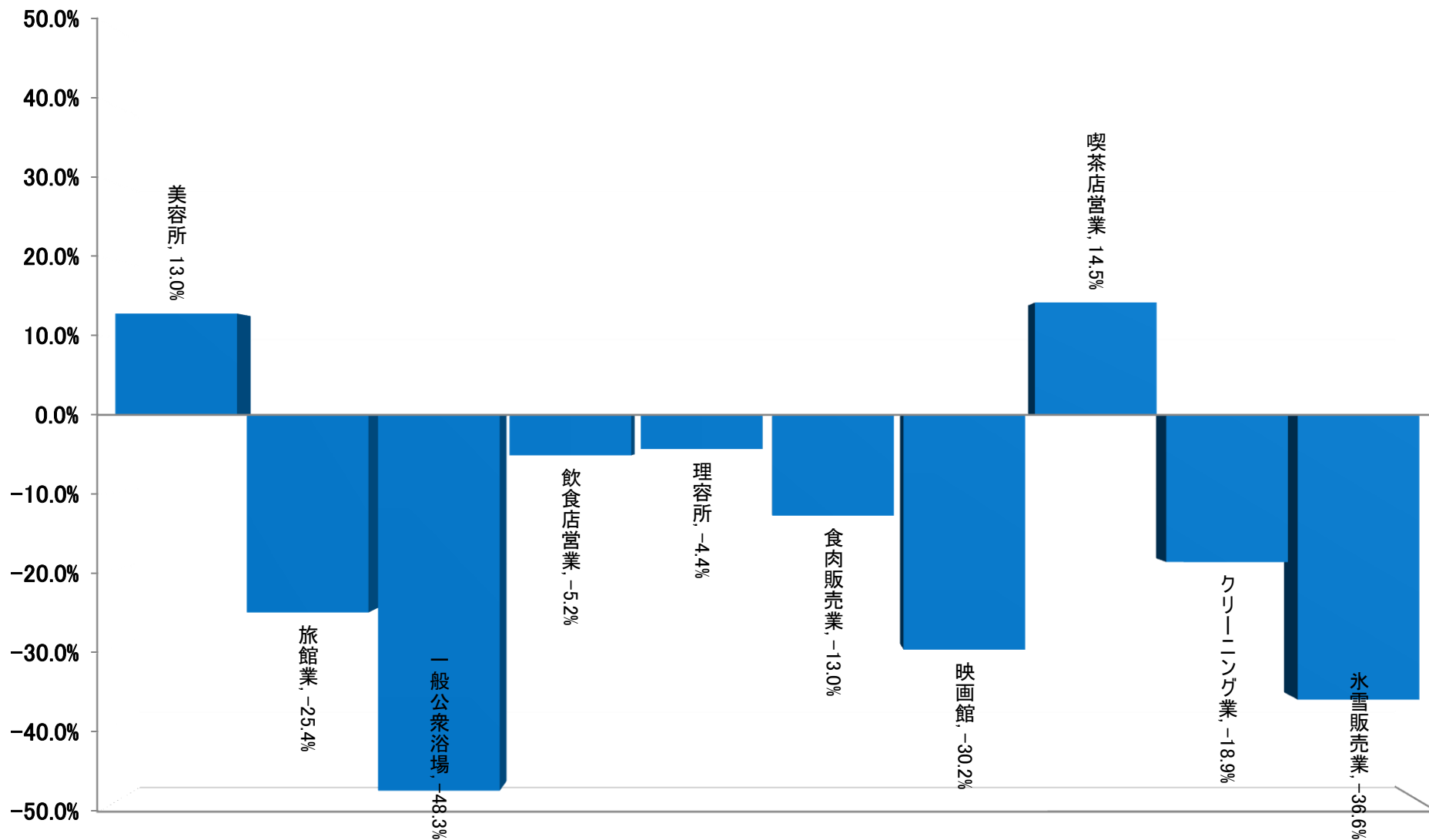


（出典）厚生労働省「衛生行政報告例」

主な生活衛生関係施設数の対1988年度増減率（2009年） （東山）

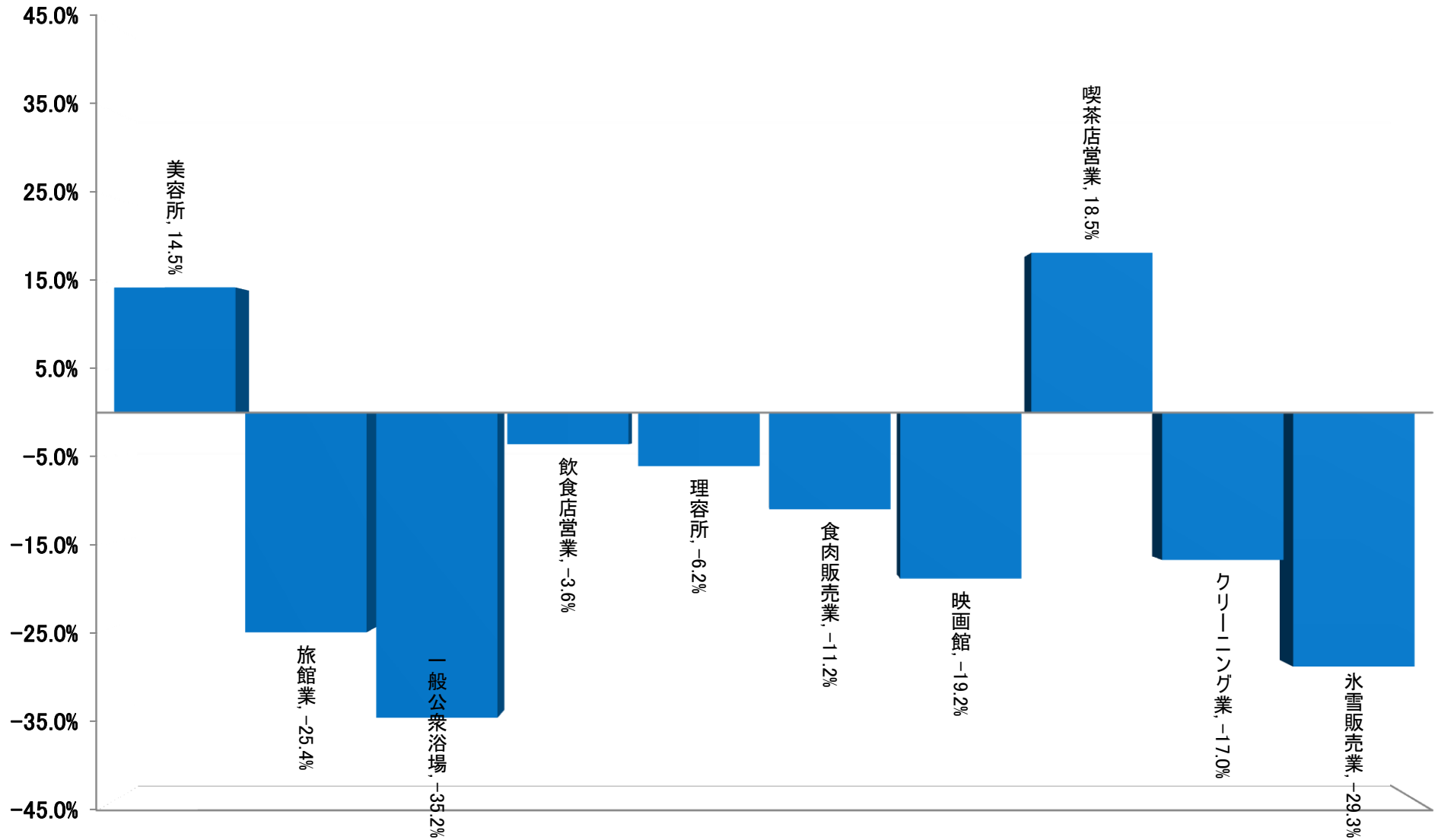


主な生活衛生関係施設数の対1988年度増減率（2009年） （東海）



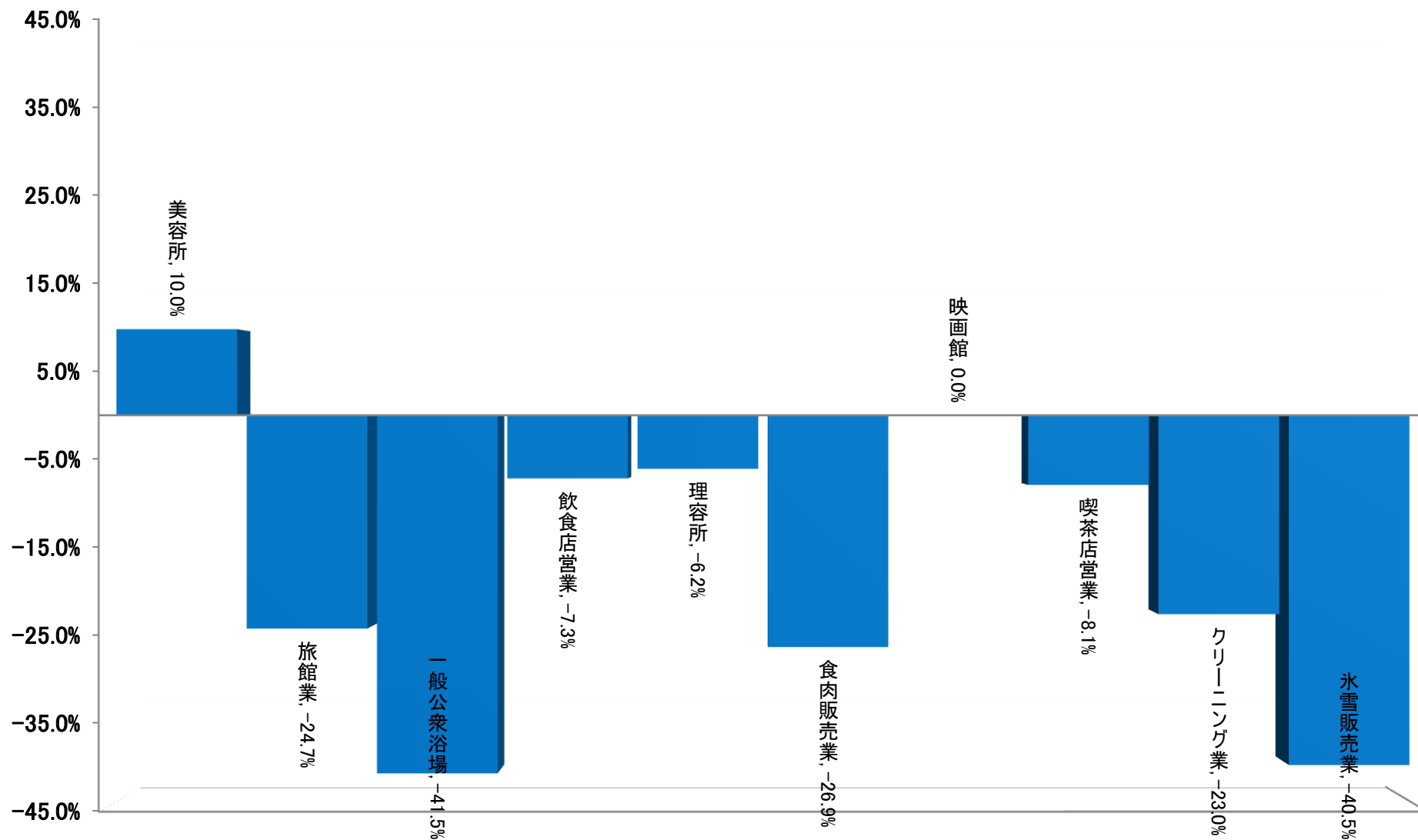
（出典）厚生労働省「衛生行政報告例」

主な生活衛生関係施設数の対1988年度増減率（2009年） （近畿）



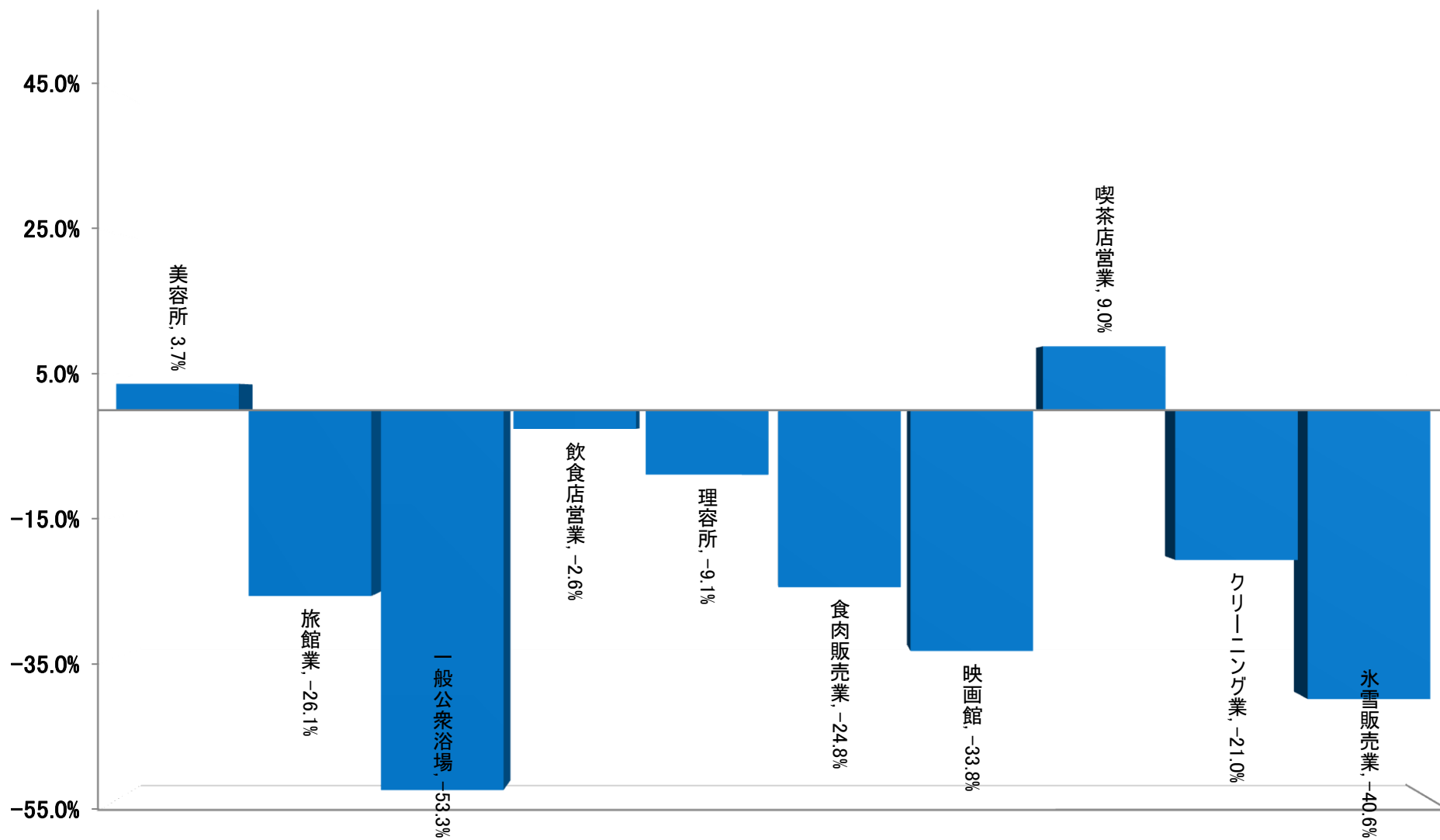
（出典）厚生労働省「衛生行政報告例」

主な生活衛生関係施設数の対1988年度増減率（2009年） （中国）



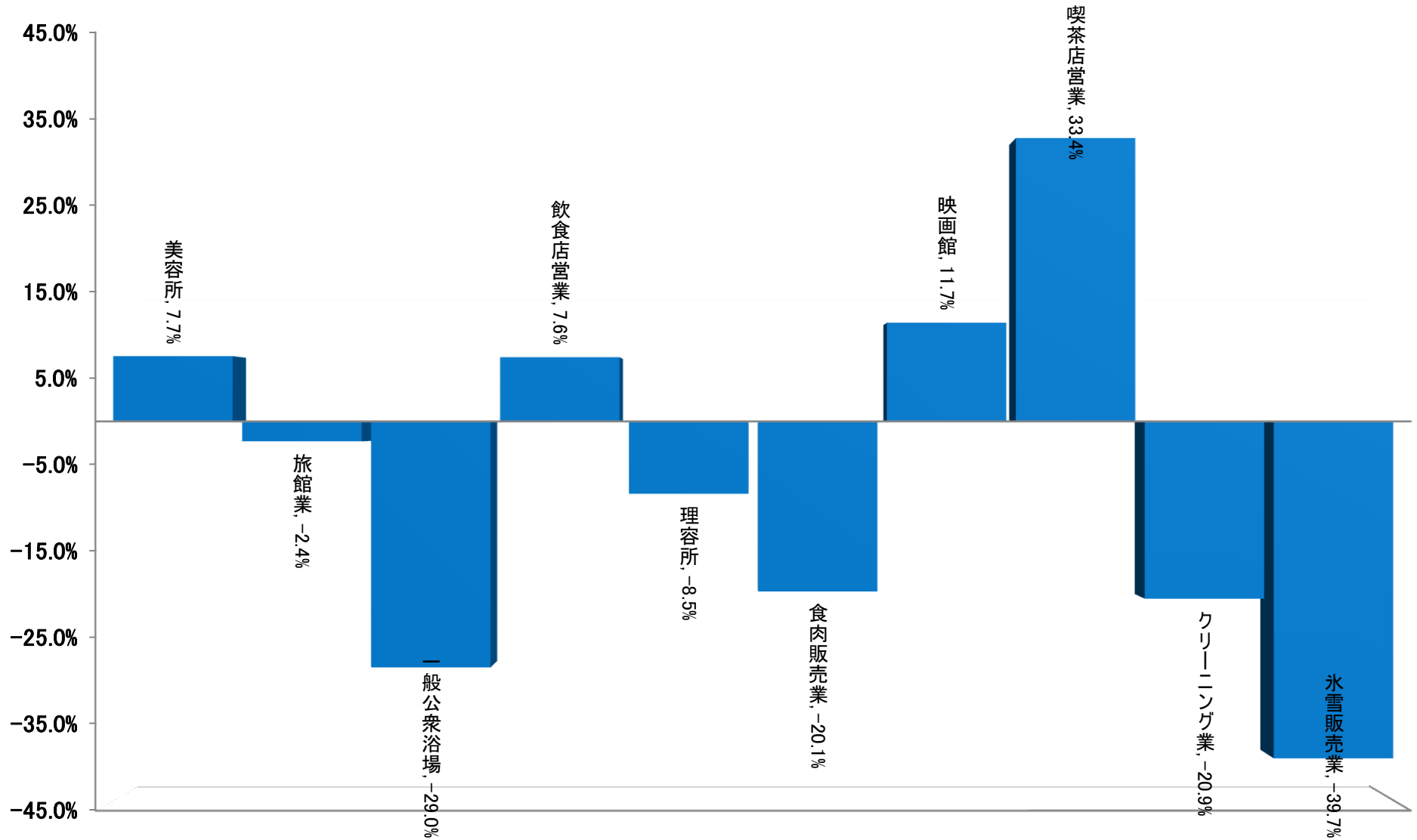
（出典）厚生労働省「衛生行政報告例」

主な生活衛生関係施設数の対1988年度増減率（2009年） （四国）



（出典）厚生労働省「衛生行政報告例」

主な生活衛生関係施設数の対1988年度増減率（2009年） （九州）



（出典）厚生労働省「衛生行政報告例」